（証券コード6346）
2021年６月14日

株　主　各　位

三重県伊勢市朝熊町3477番地36
キクカワエンタープライズ　株式会社
代表取締役社長　菊　川　　厚

第140期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第140期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（https://www.web54.net）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2021年６月28日（月曜日）午後４時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

＜新型コロナウイルスに関するお知らせ＞

- **新型コロナウイルス感染が懸念される状況が続いておりますので、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申しあげます。**
- **本総会は、適切な座席間隔の確保やアルコール消毒等の実施など、出来得る限りの感染症防止対策を講じる予定ではありますが、当日ご出席される株主様におかれましては、健康状態に十分ご留意の上マスク等をご着用いただき、くれぐれもご無理のないようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月29日（火曜日）午前10時

２．場　　所　三重県伊勢市吹上１－11－31
伊勢シティホテル２階　桃山の間
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

３．目 的 事 項

報 告 事 項　第140期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合、加えて今後の状況により本総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.kikukawa.co.jp/）に掲載させていただきます。

＊昨年より、株主総会ご出席の株主様へのお土産はとりやめさせていただいております。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

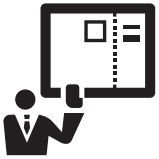

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年６月29日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年６月28日（月曜日）
午後４時45分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年６月28日（月曜日）
午後４時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

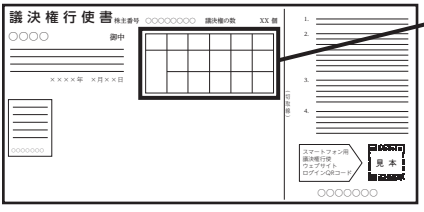

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第２号・第３号議案

- 全員賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第１号・第４号議案

- 賛成の場合 ≫「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫「否」の欄に○印

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

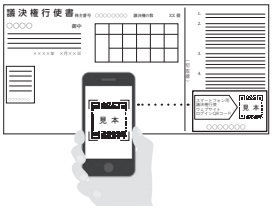

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　９：00～21：00）

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度（2020年４月１日～2021年３月31日）における世界経済は、新型コロナウイルス（COVID-19）の爆発的な感染蔓延により、各国の株式市場こそは大幅な財政支出や金融緩和の恩恵などで好調に推移しましたが、多くの業種においての企業活動は、海外への往来禁止措置や都市のロックダウンなどで、甚大な悪影響を受け続けました。

日本経済につきましても、海外よりのインバウンド需要の消失のみならず、緊急事態宣言の発令などにより、観光・外食産業などは甚大な打撃を受け続けており、その他多くの業種にとっても、設備投資意欲や個人消費の低下により景気回復への先行きを極めて不透明なものとし続けております。

当社製造機械と関連の深い業界動向に着目しますと、木工機械関連については、国土交通省が公表した2020年度の新設住宅着工数は、81万2,164戸（前年比で8.1％減）と2009年度に次ぐ低水準となりました。しかしながら、他の様々な業種の苦境振りと比較しますと、住宅産業につきましては感染拡大初期の大幅な受注の落ち込み状況こそあったものの、持ち家着工数が３月には５ケ月連続で増加するなど緩やかな回復基調にあるとも言えます。

また工作機械関連については、日本工作機械工業会が発表した2020年度の受注額は、前年比10％減の9,884億円と10年振りの低水準に留まりましたが、中国や米国の設備投資意欲が回復しており、2021年３月の月間受注は外需としても29ヶ月ぶりに月間800億円を上回り、内需としても様々な補助制度などが効を奏して18ヶ月ぶりに月間400億円を上回るなど、国内外を問わず幅広い業種に対しての受注回復傾向が明確になって来ました。

このような事業環境のもと、様々な不況対策を講ずると共に、年間を通して往来が極めて困難であった海外業務につきましては、取引関係のある代理店とオンラインミーティングなどの手法を用いて、与えられた環境においての自社ブランド価値を守り抜く密接な企業連携を取り続けました。併せて国内の顧客に対しては、自給率の回復傾向が鮮明となっている国産木材の活用

提案を図ると共に、顧客工場の省力化に資する技術開発を同時に推進して参りました。

その結果として、売上面につきましては、木工機械は海外へのプラント出荷や国産材を加工する工場の設備増強などにより、前年比26％増の32億6,300万円（うち輸出６億6,700万円）となりましたが、工作機械は海外への出張が大幅に制限された事などにより、前年比49％減の11億9,000万円（うち輸出４億6,800万円）となり、これを合計しますと前年比9.5％減の44億5,300万円（うち輸出11億3,500万円）と２年連続の減収となりました。

しかしながら、損益面につきましては、製造面における改善活動を強力に推進したことに加えて、社員を派遣しての海外への営業活動・メンテナンス作業がほぼ不可能となったことや、出展を予定していた各種展示会が開催中止となったことや、国内においても業務出張の機会が大幅に制限されたことなどが、企業運営に付随する経費を大幅に減少させ、また下半期に集中したプラント設備の多くがコロナ禍により据付作業の次期への繰越遅延が発生したことによる一時的な販売費及び一般管理費の減少などもあり、営業利益712,194千円（前年度は640,408千円）、経常利益862,232千円（前年度は680,588千円）、当期純利益590,017千円（前年度は476,588千円）と、それぞれ２年振りの増益となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、11,982千円であります。

これは主に工具器具備品の取得であります。

③ 資金調達の状況

上記の設備投資に要した資金は、自己資金を充当いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区　　分	第137期 (2018年３月期)	第138期 (2019年３月期)	第139期 (2020年３月期)	第140期 (当事業年度) (2021年３月期)
売上高	4,005,263	7,440,303	4,920,900	4,453,045
当期純利益	425,238	1,500,441	476,588	590,017
１株当たり当期純利益	33円91銭	1,213円54銭	386円32銭	478円22銭
総資産	11,326,817	12,704,934	11,929,772	12,510,417
純資産	8,870,993	10,034,657	10,211,994	10,787,074
１株当たり純資産額	707円41銭	8,134円20銭	8,278円21銭	8,742円33銭

（注）当社は、2018年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

まずは、世界規模で蔓延する新型コロナウイルスの感染防止に対して出来うる努力を尽くした上で、段階的な海外顧客への据付作業やメンテナンスサービスなどの適切な対応を再開して行くことが、喫緊の課題であると強く認識をしております。

その上で、当社独自の対処すべき課題としては、顧客による要望が多様化しておりますので、日本国内のみならず世界各国の動向を随時注視して、地球環境改善と豊かなライフスタイルの両立に寄与するべく、顧客業界のニーズを的確に反映した製品の開発・製造に努め、顧客の満足と社会の信頼を得るべきであると認識しており、業務推進を行なう人材の確保及び育成をして参ります。

さらに、木工機械においては、国内の人口減少に伴う住宅着工減が大きな懸念材料ですが、木材が持続可能な環境に優しい資源であることや、海外での木材需要の急伸により、住宅産業に留まらず各種公共建築物にも国産材の建築材料としての活用が広がりつつあり、これらの動向を先取りした技術開発を心掛けて行きます。

また、工作機械においても、世界の新興国にも広く波及する次世代型を見据えた自動車産業、技術イノベーションを図る各種ＩＴ関連産業などに、当

社製機械が活用される可能性を追究して行きます。さらに、製造面においては、効率的かつ先進的な工場運営を常に心掛け、技能の継承についても取り組み、社外においても、当社の考え方に共鳴して下さり、信頼・協力し合える国際的なネットワーク作りにも積極的に取り組んで行きます。

株主の皆様におかれましては、何卒引き続き格段のご支援・ご鞭撻を賜りますよう、偏にお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社は、木工機械・工作機械の製造、販売を主な事業としております。

主要な製品は、以下のとおりであります。

木工機械：製材機／プレカット加工機／集成材・ＣＬＴ加工機／合板・各種ボード加工機／ワイドベルトサンダ等

工作機械：自動車産業／プラスチック産業／鉄道車輌産業／航空機産業／プリント基板産業　等向け各種加工機

(6) 主要な営業所及び工場（2021年３月31日現在）

本社及び工場	三重県伊勢市
営業所	東京（港区）、大阪（大阪市）、名古屋（名古屋市）、九州（福岡市）

(7) 使用人の状況（2021年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
185名	2名増	39.7歳	18.3年

（注）　使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

該当事項はありません。

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（2021年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　4,000,000株

(2) 発行済株式の総数　1,320,000株

(3) 株主数　976名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
木戸　修	89	7.04
菊川　厚	61	4.85
菊川　博史	58	4.55
株式会社百五銀行	55	4.37
株式会社平安コーポレーション	55	4.33
光通信株式会社	54	4.26
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	51	4.07
株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）	41	3.26
INTERACTIVE BROKERS LLC	37	2.96
UNEARTH INTERNATIONAL LIMITED	28	2.26

（注）１．持株比率は、自己株式（44,500株）を控除して計算しております。

２．株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」制度に係る信託財産の委託先であります。上記委託先が所有している当社株式（41,610株）は、計算書類において自己株式として表示しておりますが、持株比率からは控除しておりません。なお、株式会社日本カストディ銀行は、従前の資産管理サービス信託銀行株式会社が、2020年７月27日付でＪＴＣホールディングス株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を変更したものであります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況

該当事項はありません。

３．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	菊川　厚	
代表取締役副社長	菊川　博史	
常務取締役	出口行男	事務部門担当
取締役	森田勝利	製造部長
取締役	髙橋正和	開発設計部長
取締役	一色隆則	総務部長
取締役（常勤監査等委員）	倉井有子	
取締役（監査等委員）	澁谷良輔	
取締役（監査等委員）	今井義之	

（注）１．取締役（監査等委員）澁谷良輔氏及び取締役（監査等委員）今井義之氏は、社外取締役であります。

２．取締役（常勤監査等委員）倉井有子氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

３．取締役（監査等委員）澁谷良輔及び今井義之の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部統制事務局と監査等委員会との連携を可能とすべく、倉井有子氏を常勤の監査等委員として選定しております。

５．取締役（監査等委員）澁谷良輔氏及び取締役（監査等委員）今井義之氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

６．2020年６月26日開催の第139期定時株主総会において、新たに一色隆則氏が取締役に選任され、就任いたしました。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

イ．基本方針

取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の額及び算定方法は、業績向上への意欲を高めると共に持続的な発展を図るべく、経営内容や経済情勢を見定めた上で、株主総会にて承認された会社の規模や業績に見合った取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額の範囲内において、代表取締役が各取締役の職責や役位に応じた経営への貢献度を総合的に判断して立案し、取締役会にてその決議を行なう事とする。

ロ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬は、

・固定報酬としての月額基本報酬
・業績連動報酬としての役員賞与
・退任時に株主総会に付議される役員退職慰労金

から構成される。

全ては金銭報酬であり、非金銭報酬はない。

以下にそれぞれの決定における方針を示す。

ａ．取締役の個人別の報酬等（固定報酬）の額又は算定方法の決定方針

固定報酬は、各取締役の個人別の役位・職責に応じて、他社水準・当社の業績・従業員給与の水準などを考慮しながら、その月額を基本報酬として決定する。

また、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の役員退職慰労金は、長期的なインセンティブ付与を目的として、毎年個人別に役員退職慰労金規程に基づき決定する。

ｂ．業績連動報酬等がある場合

業績連動報酬は、事業年度毎に企業を成長・発展させる事への対価として、経営内容や経済情勢も考慮した上で、当期の業績指標である経常利益に応じた範囲にて、短期業績連動報酬として企業規模や類似する業種・業態に属する企業をベンチマークとしながら、まずは取締役全員に対しての役員賞与の総額を決定し、その上で各取締役の役位・職責に応じて個人別の配分を決定する。

ｃ．非金銭報酬等がある場合

非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額若しくは数又は算定方法の決定方針

該当なし。

ｄ．固定報酬等ａ、業績連動報酬等ｂ又は非金銭報酬等ｃの額の取締役個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針

当社では、固定報酬・業績連動報酬は上記の方針に基づき決定される。

従って、取締役の個人別報酬等の額（全体）に対する固定報酬と業績連動報酬の割合は、業績が向上することにより固定報酬に対する業績連動報酬の割合が高くなる。

ｅ．取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

固定報酬に関しては、月額での基本報酬として６月定時株主総会後の取締役会にて個人別の金額を決議し、定款で定めた任期である一年間を通じて均等に支給する。

業績連動報酬である役員賞与に関しては、業績に応じてその見積額を四半期毎に見直し、通期決算時に取締役会においてその総額を決定後、各取締役の役位・職責に応じて個人別の配分を行ない、株主総会の決算承認を経た上で、その終了時に支給を行なう。

役員退職慰労金に関しては、当該取締役の退任時に株主総会での承認を経た上で、役員退職慰労金規程に基づき、個人別の役員退職慰労金計上額を支給する。

ｆ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役（社長等）に委任するときは、当該取締役（社長等）の氏名又は地位若しくは担当、委任する権限の内容、当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容

当社の取締役の個人別の報酬等の内容については、当社の企業規模・近年の業績・他社水準などを鑑みて、代表取締役社長が個人別の報酬等の内容についての原案を職責・役位・業績への貢献度を総合的に勘案した上でとりまとめ、独立社外取締役を含む監査等委員会の意見を参考にした上で、取締役会において決定する。

②　当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	役員退職慰労引当金繰入額	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	149,180 （－）	79,200 （－）	63,800 （－）	6,180 （－）	6 （-）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	16,760 （5,050）	10,560 （3,600）	6,200 （1,450）	－ （－）	3 （2）
合　計 （うち社外取締役）	165,940 （5,050）	89,760 （3,600）	70,000 （1,450）	6,180 （－）	9 （2）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．2017年６月29日開催の第136期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、年額250,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額25,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は７名（うち社外取締役－名）で、取締役（監査等委員）の員数は３名です。その限度内において監査等委員を含む取締役会で役員報酬を決定しております。

３．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額　　70,000千円

・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額　　6,180千円

４．取締役会は、代表取締役菊川厚に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。

(3) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）　　澁谷良輔

該当事項はありません。

・取締役（監査等委員）　　今井義之

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況・発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 澁谷　良輔	当事業年度に開催された取締役会５回の全てに、また、監査等委員会８回の全てに出席いたしました。 金融機関で営業のトップを務め、豊富な経験と高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を独立した客観的な立場で行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 今井　義之	当事業年度に開催された取締役会５回の全てに、また、監査等委員会８回の全てに出席いたしました。 金融機関で監査・人材教育等を努め,長年にわたる財務分析と高い見識から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を独立した客観的な立場で行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　五十鈴監査法人

（注）当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2020年６月25日開催の第139期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の遂行を法令及び定款に適合させ、会社全体の業務の適正さを確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理意識を持って行動すべく、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監督を行うとともに、監査等委員会設置会社制度により監査等委員が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を厳正に監督する。また、当社の取締役は、当社の経営理念「われわれは、木材工業とともに歩むX年(＊)の歴史と伝統を重んじ、未来に挑戦すべく、労使協力し、日夜研鑽を重ね、我国産業発展振興の一翼を担う使命感をもちつづけ、社会に奉仕することにより、会社の繁栄と全員の幸を実現するため総力を結集しよう」の精神を踏まえ、コンプライアンス（行動規範／法令の遵守）を重視して内部統制システムの整備充実に努める。

(＊)X年･･･当社の創立からの歴史で読み替える（2021年５月現在123年）

②取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報･文書（電磁的記録を含む）は「取締役職務規則」に定める文書取扱方法に基づき、これに関連する資料とともに適切に保存･管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に対するリスク管理体制を「危機管理規則」に定め、平時からのリスクマネジメントにより、危機の発生を未然に防止するよう、細心の注意を払う。また、危機の発生に際しては直ちに対策本部を設置し、迅速かつ適切な対処を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役職務規則」により、取締役の責任と権限を明確にして、迅速かつ合理的な意思決定を心掛け、効率的な職務執行を行う。

⑤監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は監査等委員会の職務を補助する事務局的な部署並びに使用人は設置しない。但し、必要に応じて補助すべき使用人を置き得ることとする。

なお、その場合には、当該使用人の人事異動・人事評価査定などについては監査等委員会と事前協議を行い、その同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

⑥取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令の規定事項のほか、次の事項を監査等委員会へ報告することとする。

・当社の業務・財務に重大な影響、損害を及ぼす恐れがある事実を発見したとき、その当該事実に関する事項
・当社の役職員が法令又は定款に違反する行為を行う恐れがあると考えられるとき、またはこれらの行為が行われてしまったとき、その当該事実に関する事項
・当社全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
・当社の業績及び業績見込みの重要事項開示内容
・監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人については、その当該事項

⑦監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

⑧監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用等の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査の実施にあたり、監査等委員会が必要と認める場合において、弁護士･公認会計士などの外部専門家を含めた適切な体制を取る。とりわけ代表取締役並びに監査等委員は会計監査人との密接な情報交換を心掛け、適切かつ効率的な監査を目指す。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

・取締役会を開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

・取締役（監査等委員）は、取締役会他、重要な会議への出席並びに重要書類等の閲覧等また、内部監査部門及び会計監査人との連携を通じて監査・監督に関する重要事項の報告、協議及び決議をいたしました。

・財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

・経営方針内の『内部統制方針』を多年度に亘る継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。また、月次マネジメントレビューの年度末毎の「内部統制の有効性の判断」項目にて、その進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点の是正・改善並びに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を報告し、運用状況についてモニタリングを行っております。その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。
また、内部統制の運用上新たに見出された問題点等について「内部統制の不備の評価」の中で是正・改善し、必要に応じて再発防止への取り組みを実施いたしました。

貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**9,376,947**	**流動負債**	**976,980**
現金及び預金	7,316,670	買掛金	234,541
受取手形	391,364	未払金	114,243
売掛金	1,353,210	未払費用	51,730
製品	27,367	未払法人税等	254,076
仕掛品	210,632	未払消費税等	22,202
原材料及び貯蔵品	60,563	前受金	153,720
その他	17,612	預り金	32,986
貸倒引当金	△475	賞与引当金	43,480
		役員賞与引当金	70,000
固定資産	**3,133,470**	**固定負債**	**746,363**
		繰延税金負債	31,914
		退職給付引当金	570,329
		役員退職慰労引当金	121,175
		従業員株式給付引当金	22,944
有形固定資産	**2,075,649**	**負債合計**	**1,723,343**
建物	587,712	**純資産の部**	
構築物	32,541	**株主資本**	**10,462,721**
機械及び装置	244,129	**資本金**	**660,000**
車両運搬具	7,317	**資本剰余金**	**395,661**
工具器具備品	12,219	資本準備金	311,280
土地	1,191,727	その他資本剰余金	84,381
		利益剰余金	**9,681,618**
無形固定資産	**4,723**	利益準備金	165,000
ソフトウェア	4,723	その他利益剰余金	9,516,618
		固定資産圧縮積立金	351,915
		別途積立金	6,500,000
投資その他の資産	**1,053,097**	繰越利益剰余金	2,664,702
投資有価証券	1,006,458	**自己株式**	**△274,558**
		評価・換算差額等	**324,353**
出資金	11,010	**その他有価証券評価差額金**	**324,353**
その他	35,628	**純資産合計**	**10,787,074**
資産合計	**12,510,417**	**負債・純資産合計**	**12,510,417**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（ 2020年４月１日から
　 2021年３月31日まで ）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**4,453,045**
売上原価	**2,689,861**
売上総利益	**1,763,184**
販売費及び一般管理費	1,050,989
営業利益	**712,194**
営業外収益	**155,269**
受取利息及び配当金	23,865
売電収入	14,421
為替差益	3,271
助成金収入	101,625
雑収入	12,086
営業外費用	**5,231**
支払利息	267
売電費用	4,925
雑損失	38
経常利益	**862,232**
特別利益	**43,134**
投資有価証券売却益	43,134
特別損失	**41,205**
投資有価証券評価損	18,849
減損損失	22,355
税引前当期純利益	**864,162**
法人税、住民税及び事業税	303,619
法人税等調整額	△29,474
当期純利益	**590,017**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	660,000	311,280	84,381	395,661	165,000	357,003	6,500,000
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩						△5,087	
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△5,087	－
当期末残高	660,000	311,280	84,381	395,661	165,000	351,915	6,500,000

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
	繰越利益剰余金						
当期首残高	2,171,637	9,193,640	△275,367	9,973,934	238,060	238,060	10,211,994
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	5,087	－		－			－
剰余金の配当	△102,040	△102,040		△102,040			△102,040
当期純利益	590,017	590,017		590,017			590,017
自己株式の処分			809	809			809
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					86,292	86,292	86,292
当期変動額合計	493,065	487,977	809	488,786	86,292	86,292	575,079
当期末残高	2,664,702	9,681,618	△274,558	10,462,721	324,353	324,353	10,787,074

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品・仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

・原材料　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　８～50年　機械及び装置　２～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売掛債権等の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金　役員の賞与の支給に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥　従業員株式給付引当金　　従業員の株式給付に備えるため、当期末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

①　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②　消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記しておりました「補助金収入」(1,068千円)については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「雑収入」に含めて表示しております。

3．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　1,661,334千円

4．損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,320,000株	－株	－株	1,320,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	86,400株	－株	290株	86,110株

(注) 1．普通株式の自己株式の株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式数41,610株が含まれております。

2．普通株式の自己株式の株式数の減少290株は、株式給付信託の交付による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

イ．配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当金(円)	基　準　日	効力発生日
2020年6月26日定時株主総会	普通株式	76,530	60.00	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月12日取締役会	普通株式	25,510	20.00	2020年9月30日	2020年12月1日

(注) 1．2020年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式に対する配当2,514千円が含まれております。

2．2020年11月12日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式に対する配当833千円が含まれております。

ロ．基準日が当事業年度に属する配当金のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決　　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日定時株主総会	普通株式	191,325	利益剰余金	150.00	2021年3月31日	2021年6月30日

(注) 2021年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式に対する配当6,241千円が含まれております。

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また、資金調達については自己資金による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの月次の期日管理や残高管理などの方法により管理しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的な時価等の把握などの方法により管理しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、短期間で決済されるものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	7,316,670	7,316,670	－
(2)受取手形	391,364	391,364	－
(3)売掛金	1,353,210	1,353,210	－
(4)投資有価証券	1,002,083	1,002,083	－
(5)買掛金	234,541	234,541	－
(6)未払金	114,243	114,243	－
(7)未払法人税等	254,076	254,076	－
(8)未払消費税等	22,202	22,202	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5)買掛金、(6)未払金、(7)未払法人税等、(8)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	4,375
出資金	11,010

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

また、出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

7．賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	13,009千円
役員賞与引当金	20,944千円
退職給付引当金	170,642千円
役員退職慰労引当金	36,255千円
従業員株式給付引当金	6,865千円
投資有価証券評価損	41,213千円
減損損失	51,208千円
未払社会保険料	655千円
未払事業税	13,175千円
その他	6,236千円
繰延税金資産小計	360,204千円
評価性引当額	△130,173千円
繰延税金資産合計	230,031千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△150,343千円
その他有価証券評価差額金	△111,602千円
繰延税金負債合計	△261,945千円
繰延税金負債の純額	△31,914千円

9．リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

10．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　8,742円33銭

(2) １株当たり当期純利益　478円22銭

（注）１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が保有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

（当事業年度末41,610株　期中平均株式数41,709株）

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

（追加情報）

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプランとして、「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

（１）取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規則に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し役職等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

（２）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度の当該自己株式の帳簿価額は116,091千円、株式数は41,610株であります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月12日

キクカワエンタープライズ株式会社
取　締　役　会　御中

五十鈴監査法人
津　事　務　所

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　下　津　和　也　㊞

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　端　地　忠　司　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、キクカワエンタープライズ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第140期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制事務局と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、五十鈴監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月17日

キクカワエンタープライズ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　倉　井　有　子㊞

監 査 等 委 員　澁　谷　良　輔㊞

監 査 等 委 員　今　井　義　之㊞

（注）監査等委員澁谷良輔及び今井義之は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当期の業績並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金150円（うち普通配当100円、特別配当50円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は191,325,000円となります。

これにより中間配当金として１株につき金20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき金170円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下､本議案において同じです。）全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

なお、本議題に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	きくかわ　あつし 菊川　厚 （1962年９月２日生）	1987年４月　株式会社精工舎（現セイコープレシジョン株式会社）入社 1989年４月　当社入社 1989年６月　当社取締役 1993年６月　当社代表取締役専務 1997年６月　当社代表取締役社長 現在に至る	61,912株
（取締役候補者とした理由） 菊川厚氏は、取締役社長として経営の指揮を執り、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社の持続的な企業価値の向上を図る役割を務めており、経営において豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	きくかわ　ひろし 菊川　博史 （1953年４月８日生）	1977年４月　ヤンマーディーゼル株式会社入社 1984年１月　当社入社 1989年６月　当社取締役 1993年６月　当社常務取締役 1997年６月　当社代表取締役専務 2009年６月　当社代表取締役副社長 現在に至る	58,000株
（取締役候補者とした理由） 菊川博史氏は、取締役副社長として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しており、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	でぐち　ゆきお 出口　行男 （1947年７月17日生）	1966年３月　当社入社 2003年10月　当社営業部長 2007年６月　当社取締役営業部長 2011年10月　当社常務取締役事務部門担当 現在に至る	3,000株
（取締役候補者とした理由） 出口行男氏は、長年に亘り当社事務部門を指揮し、経営管理・営業等において豊富な経験とともに人格・見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	髙橋（たかはし）　正和（まさかず） （1955年１月７日生）	1973年３月　当社入社 2013年３月　当社開発設計部長 2015年６月　当社取締役開発設計部長 現在に至る	800株
（取締役候補者とした理由） 髙橋正和氏は、長年に亘り当社開発設計部門を指揮し、豊富な経験と深い専門知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	一色（いっしき）　隆則（たかのり） （1960年７月28日生）	1981年３月　当社入社 2015年12月　当社総務部長 2020年６月　当社取締役総務部長 現在に至る	250株
（取締役候補者とした理由） 一色隆則氏は、長年に亘り当社総務部門を指揮し、長年の業務経験により、深い知識と確かな識見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
6	※ 小林（こばやし）　和浩（かずひろ） （1965年４月２日生）	1988年４月　当社入社 2020年４月　当社開発設計部次長兼製造部次長 現在に至る	－株
（取締役候補者とした理由） 小林和浩氏は、長年に亘り当社開発設計部門を指揮し、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、取締役候補者といたしました。			

（注）１．※印は新任の取締役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に関し責任を追うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	くらい　ゆうこ 倉井有子 （1954年12月25日生）	1973年９月　当社入社 2006年５月　当社経理課長 2014年12月　当社経理課顧問 2016年６月　当社常勤監査役 2017年６月　当社取締役（監査等委員） 現在に至る	500株
（監査等委員である取締役候補者とした理由） 倉井有子氏は、当社経理部門における長年の業務経験により、深い知識と識見を有していることから、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。			
2	しぶや　りょうすけ 澁谷良輔 （1952年７月１日生）	1976年４月　株式会社百五銀行入行 2005年６月　同行取締役伊勢支社長 2009年１月　同行常務取締役四日市支社長 2010年４月　同行専務取締役営業本部長 2011年６月　百五リース株式会社代表取締役社長 2015年６月　当社監査役 2017年６月　当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る	－株
（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 澁谷良輔氏は、長年金融機関に携わり、深い知識と豊富な経験を有していることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏の社外取締役としての就任期間は、本総会終結をもって４年となります。			
3	いまい　よしのり 今井義之 （1953年７月15日生）	1977年４月　株式会社第三銀行（現株式会社三十三銀行）入行 2009年６月　同行取締役監査部長 2012年６月　三銀コンピューターサービス株式会社社長 2016年６月　三重リース株式会社非常勤監査役 2019年６月　当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る	－株
（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 今井義之氏は、長年金融機関に携わり、深い知識と豊富な経験を有していることから、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏の社外取締役としての就任期間は、本総会終結をもって２年となります。			

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．澁谷良輔氏及び今井義之氏は社外取締役候補者であります。
３．澁谷良輔氏及び今井義之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任される取締役森田勝利氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
森　田　勝　利	2003年６月　当社取締役 現在に至る

以　上

株主総会　会場ご案内図
三重県伊勢市吹上1－11－31
伊勢シティホテル　２階　桃山の間
電話番号　0596－28－2111

☆交通機関

・近鉄　　宇治山田駅又は伊勢市駅(北口)下車　徒歩各３分
・JR　　伊勢市駅(北口)下車　徒歩３分

周辺地図

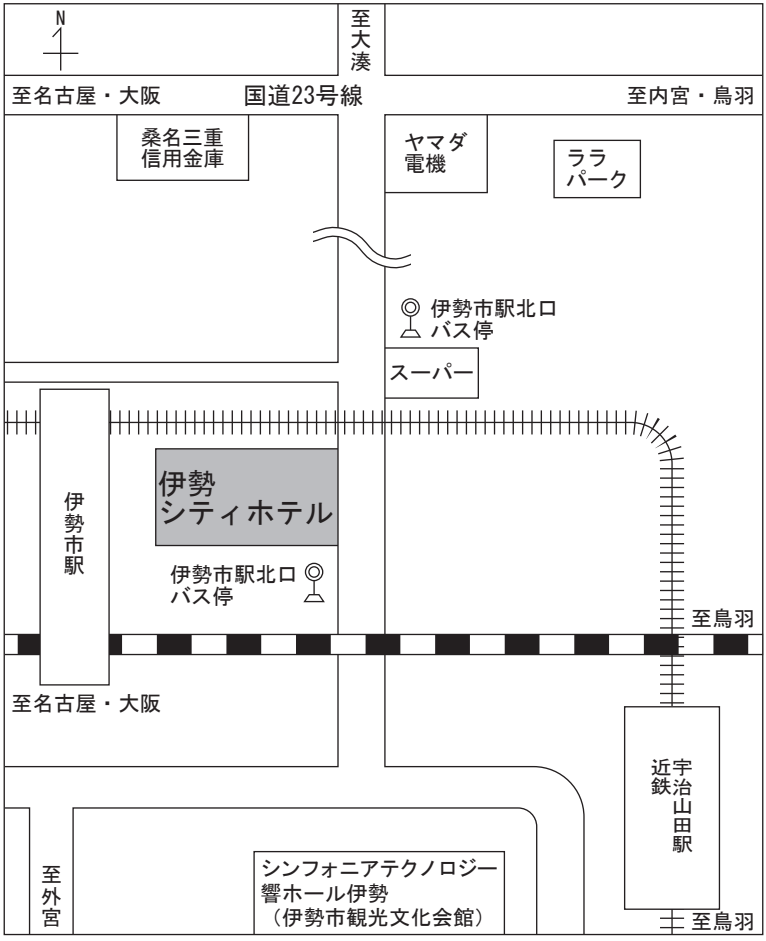

お願い：会場となるホテルに駐車場はございますが、スペースに限りがありますので、極力公共交通機関をご利用ください。